

平成25年（ワ）第38号等

「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発事故原状回復等請求事件等

原告 中島 孝 外

被告 国 外1名

最終準備書面（第4分冊）

（原告らの損害）

2017（平成29）年3月13日

福島地方裁判所 第1民事部 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 安田 純治 外

内容

本件原発事故によってもたらされた被害	13
第1章 本書面において原告らが明らかにするもの	22
第2章 被侵害法益の内容及び相当因果関係の判断枠組み	25
第1 原告らの慰謝料請求を基礎づける被侵害法益の内容について	25
1 原告らの慰謝料請求は「包括的生活利益としての人格権」が侵害されたことに伴う具体的な生活利益の破壊・毀損に基づくものであること	25
（1）「包括的生活利益としての人格権」の侵害に基づく慰謝料を求めるものであること	25
（2）「包括的生活利益としての人格権」の侵害により、「日常的な幸福追求による自己実現」の阻害、及び「生存と人格形成の基盤」の破壊・毀損という2つの類型の損害が生じたこと	26
（3）原告らの慰謝料請求と請求の趣旨との関係について	31
2 本件原発事故による被害実態の特質を踏まえれば、原告らが侵害された法益は、個別の項目に分断して把握することは適切ではなく、日常の生活利益が包括的に侵害された実態に即して把握されるべきこと	33
3 本件の損害論の争点	35
— 原告らの慰謝料請求と中間指針等との関係について	35
（1）原告らの請求は中間指針等を超える部分のみに限定したこと	35
（2）中間指針等が、通常認められる相当因果関係の範囲を超えて「被災者救済という政策的観点」から賠償の範囲を定めたとするかのような被告国の主張は失当であること	35
（3）小括	36
第2 本件原発事故による被害の特質とその特質を踏まえた損害把握がなされるべきであること	37

1	前例のない原発事故とそれによってもたらされた前例のない被害	37
2	住民の生存・生活を支える土壌、水、大気等の全ての環境が総体として汚染されたこと	40
	（1）日本近代史上における公害・環境破壊の事例	40
	（2）住民の生存・生活を支える環境の全ての要素が総体として汚染された本件の特質	41
3	被害の多面性・複層性と相互関連による被害の拡大	42
	（1）汚染が環境の総体に及ぶものであることから、生活の全ての局面において被害が生じること	42
	（2）居住地や属性によって被害の現れ方が違っても、おしなべて全ての住民が被害を受けることが避けがたいという特質	45
4	放射性物質汚染による被害が広域に広がり、人の生活領域の全部を汚染していること	48
	（1）汚染の面的広がり	48
	（2）住民の「生存と人格形成の基盤」の地域的な広がりが全体として汚染されていること	49
5	放射性物質による被ばくが、人の一生と対比しても長期間に及ぶこと	49
	（1）人の一生と対比しても極めて長い年月にわたり汚染が続き、その間無用な被ばくを余儀なくされること	49
	（2）被ばくによる健康影響は、住民がその地域において一生生活し続けることを前提に評価されるべきこと	50
6	がん死亡という被害の重大性、その発生リスクの晩発性、不確定性と偶然性によって住民に精神的な不安・恐怖がもたらされること	51
	（1）がん死亡という重大な被害について無視し得ないレベルのリスクが存在すること	51
	（2）そのリスクは晩発性であり、リスクが現実化するかどうかにおいては	

科学的に不確実性、偶然性が伴うことから、これによって住民に精神的な不安・恐怖がもたらされること	53
7 人のリスク認知に係る心理的要素が被害発生に不可避免的に介在すること	54
(1) 中谷内証言によって人のリスク認知の特性が示されたこと	54
(2) 2因子モデルと放射線被ばくによる人のリスク認知の特性	56
(3) リスク認知の特性から、人が被ばくのリスクを強く感じる傾向があること	58
第3 中間指針の性質と司法判断の違い、中間指針の理解に関する被告国の主張が失当であること	59
1 中間指針等の性格	60
2 中間指針等の内容と本件判決で求められる司法判断の差異	61
(1) 原賠法の予定する和解解決の指針に過ぎないという限界	61
(2) 被告東京電力の無過失を前提とした賠償指針に留まること	62
(3) 上記のような限界から、中間指針が、被害者らの被害に見合う賠償水準を示し得ていないこと	64
3 中間指針が相当因果関係の範囲を越えて「被災者救済という政策的観点」から賠償範囲を定めているという被告国の主張が失当であること	66
(1) 中間指針の法的位置づけ	66
(2) 原賠審自身が相当因果関係については民法と別異に解釈する余地はないと明言していること	67
(3) 原賠審自身が「中間指針は賠償の最低限を画するもの」としていること	67
(4) 原子力損害賠償紛争解決センターにおいて、現に中間指針の水準を上回る賠償を認める和解事例が生じていること	69
(5) 国の主張は「政策的観点」の内実を具体的に明らかにしていないこと	70
(6) 仮に、中間指針等が過去の裁判例等で示された基準を上回る賠償を示	

しているとしても、それは、本件原発事故の特質を踏まえて相当因果関係の認められるべき範囲を示したものであって、金額の比較には意味はないこと	71
(7) 被告国の主張は被告東京電力の中間指針等についての理解にも反していること	74
第4 避難指示等対象区域外の原告らが被った損害について相当因果関係の有無を判断するには、健康リスクの科学的知見にとどまらず、汚染の広がり	
と継続性、一般人のリスク認知の特性、放射線防護措置及びその費用負担のあり方等を総合的に考慮すべきこと	76
1 年間20ミリシーベルトを下回る被ばくが「法益侵害」にあらず、相当因果関係も認められないとする被告らの主張	77
2 相当因果関係の有無について、放射線被ばくの健康リスクについての「科学的知見」にとどまらず、社会的に広がりのある被害事実や被告らの帰責性等の事情をすべて考慮し、総合的に判断されるべきであること	78
3 客観的な被ばくの程度（地域汚染の程度）とそれによる健康影響リスクについての科学的知見	82
4 多様な「社会的広がりのある被害事実」が相互に関連し被害が増幅していること	84
5 放射線被ばくによる健康影響についての一般人のリスク認知の特性を考慮すべきこと	87
6 避難指示等対象区域以外においても、放射線防護の観点から被ばく回避措置を講じることが求められ、被告国や自治体だけでなく、多くの住民が被ばく回避措置を講じていること	87
7 避難等対象区域外においても放射性物質汚染対処特措法による除染が行われ、原賠法に基づいて被告東京電力がその費用を負担していること	90
8 本件原発事故惹起についての被告らの有責性、原告らには何らの帰責性もないにもかかわらず、望まない無用の被ばくを余儀なくされていること（被	

害の非対称性、非互換性)	91
9 まとめ	92
第3章 避難指示区域外における原告らの被害・損害が中間指針等によって償われていないこと	92
第1 放射能汚染による「生存と人格形成の基盤」の破壊ないし毀損	92
1 本件原発事故による放射性物質の放出と大気の汚染	92
2 原告らの居住する地域の空間放射線量の上昇	92
3 土壌の汚染	93
4 河川、湖沼等の内水面の汚染	97
5 海の汚染	97
6 飲料水の汚染	97
7 放射線汚染による「生存と人格形成の基盤」の破壊ないし毀損	98
第2 原告本人尋問によって明らかにされた被害	99
1 本件原発事故発生直後における情報の錯そうとそれによる生活の混乱	99
2 避難か滞在かという選択の苦痛・苦悩	101
3 自然豊かな環境で生活し、自然と交流する価値及び地産地消の食の価値を実現できないこと	102
4 自らが生まれ育った環境や地域社会で豊かに子育てする価値（子どもを中心とした家族構成と家族・地域の相互協力が行われる価値）を実現できないこと	104
（1）子どもとともに避難した者は、家族や地域住民の協力を得ながら子育てをする価値を得られなくなったこと	104
（2）避難したか否かに関わらず、放射線被ばくへの恐怖や不安と現実の生活の維持の選択のなかで、夫婦、親子間に意見の対立が生まれ、家族の危機に直面した者が多いこと	105
5 地域の人々の交流と地域社会づくりの価値を実現できないこと	107

6	生業を通じて得る生きがいの価値を実現できないこと	109
7	その他普通の日常生活を暮らす価値を実現できないこと	110
第3	中通り地域の検証によって明らかにされた被害事実と実態について	111
1	さくら保育園の検証及び原告〇〇本人尋問によって明らかにされた被害実態について	111
(1)	さくら保育園で子どもの放射線被ばくを回避するためにとった対策	112
(2)	子どもの被害（放射線被ばく回避措置による自然体験の欠如と成長阻害）	115
(3)	保護者の被害（放射線被ばく回避のための生活変化による負担、子どもの健全な発達を維持することとの葛藤）	117
2	原告〇〇の自宅・果樹園の検証及び原告〇〇の本人尋問によって明らかになった被害実態	119
(1)	果樹園の土壌汚染の実態	119
(2)	生業を通じて得る生きがいの価値が損傷を受けていること	120
(3)	子どもの体験学習の中止、給食での利用の中止の意味すること	121
(4)	地域の人々の交流、そして地域社会づくりの価値の実現が阻害されていること	121
第4	成元哲証人尋問・同証人の意見書によって明らかにされた被害実態	122
1	成元哲証人尋問及び同証人の意見書の概要	122
2	本件原発事故による生活変化	123
(1)	原発事故後の日常生活の変化	123
(2)	被害の継続と経済的格差の拡大	123
3	母親の精神健康の悪化	125
4	子どもの外遊び時間の減少と問題行動	125
(1)	子どもの外遊び時間の減少	125
(2)	子どもの問題行動	126

第5 原告らの暮らしていた地域全体が破壊され、損傷を受けている被害の実態	126
1 子どもが受けている被害	126
(1) 屋外活動、自然体験の制限	126
(2) 体力低下、肥満傾向増大	127
(3) 精神的ストレス	127
(4) 県内児童数の減少	127
2 一般成人の被害	128
(1) 放射能汚染による生活阻害	128
(2) 子どもをかかえる保護者の精神的ストレス	128
(3) 自然環境が汚染されたことによる生活毀損	128
3 健康調査	128
4 環境回復措置である除染の実態	129
(1) 広範な地域において除染が実施されていること	129
(2) 除染計画策定・実施の遅れ	129
(3) 除染の実態と原告らの被害	130
第6 原告らの被害・損害が中間指針等によって償われていないこと	130
1 中間指針等で認定されている損害額	130
(1) 自主的避難等対象区域	130
(2) 福島県の県南地域及び宮城県の丸森地域	131
2 原告らの被害・損害が中間指針等によって償われていないこと	131
(1) 中間指針第一次追補策定において汚染された地域に滞在する人々の生活利益の毀損という被害実態が一切考慮されていないこと	131
(2) 一般成人の被害が償われていない（属性による被害の切り捨て） ..	132
(3) 賠償期間を超えた被害について償われていない（時的な被害の切り捨て）	133

(4) 福島県の県南地域、会津地域、宮城県、栃木県及び茨城県の原告らの被害が償われていない（面的な被害の切り捨て）	135
第4章 避難指示区域における原告らの被害・損害が中間指針等によって償われていないこと	143
第1 日常生活阻害慰謝料とふるさと喪失慰謝料の内容	143
第2 「生存と人格形成の基盤」に依拠してそれを活用することによって実現されていた、日常の「幸福追求の自己実現」の機会が奪われたこと（日常生活阻害慰謝料）	144
1 原告らが受けている被害・損害	144
(1) 本件原発事故直後からの避難行動それ自体の過酷さと苦痛	144
(2) 自然豊かな環境で生活し、自然と交流する価値及び地産地消の食の文化の価値（生産者と消費者が地域的に結びついていること）を実現できないこと	150
(3) 自らが生まれ育った環境や地域社会で子どもを育てることができる価値（子どもを中心とした家族構成と家族・地域の相互協力が行われる価値）を実現できないこと	151
(4) 地域の人々との交流と地域社会づくりの価値を実現できないこと	153
(5) 生業を通じて得る生きがいの価値を実現できないこと	154
(6) 小括	155
2 原告らの暮らしていた地域全体が破壊され、損傷を受けた被害の実態	156
(1) 震災関連死（自死を含む）の増加	156
(2) 生存と人格形成の基盤を破壊されたことが家族分散をもたらし、家族生活の単位が破壊された状態が続いていること	158
(3) 浪江町被害実態報告書において指摘されている被害実態	159
(4) 小括	160
3 中間指針等が認める慰謝料額を考慮しても、さらに少なくとも月額5万	

円を超える慰謝料額が認容されるべきであること	161
(1) 緊急の対応を求められ原賠審の損害の把握に限界があったこと	161
(2) 中間指針の本質的な限界と本件判決での判断に求められるもの	163
第3 「生存と人格形成の基盤」の価値を失ったことによる損害（ふるさと喪失慰謝料）	164
1 「生存と人格形成の基盤」の価値の喪失	164
(1) 原告〇〇（双葉町・帰還困難区域）の場合	164
(2) 原告〇〇（富岡町・居住制限区域）の場合	165
(3) 原告〇〇（檜葉町・旧避難指示解除準備区域）の場合	167
(4) 小括	169
2 原告らの暮らしていた地域全体が破壊され、損傷を受けた被害の実態	169
(1) 汚染実態	169
(2) 帰還意向の減少	170
(3) 既に避難指示が解除された地域の帰還率をみても、地域社会が生存と人格形成の基盤として回復したとは到底言えない実態にあること	171
(4) 将来の地域社会の担い手である子どもが県外へ転出していること	174
(5) 地域社会が崩壊の危機に直面していること	175
(6) 小括	176
3 中間指針等による賠償で、「生存と人格形成の基盤」の破壊・損傷による損害が補てんされていないこと	176
第4 旧緊急時避難解除準備区域・旧特定避難勧奨地点・旧一時避難要請区域等の原告らに日常生活阻害慰謝料が認容されるべきこと	177
1 原告らの被害・損害	177
(1) 本件原発事故直後からの避難行動それ自体の過酷さと苦痛	178
(2) 自然豊かな環境で生活し、自然と交流する価値及び地産地消の食の文化の価値を実現することができないこと	179

(3) 自らが生まれ育った環境や地域社会で子育てする価値、子どもを中心とした家族構成と家族・地域の相互協力が行われる価値を実現できないこと	180
(4) 地域の人々の交流と地域社会づくりの価値を実現できないこと	181
(5) 生業を通じて得る生きがいの価値を実現できないこと	181
2 原告らの暮らしていた地域全体が破壊され、損傷を受けた被害の実態	182
(1) 汚染実態	182
(2) 帰還率	183
(3) 小括	185
3 避難指示の解除によって、直ちに被害が終わるものではないこと	186
第5章 被告らの主張への反論	186
第1 被告らの主張の要約	186
第2 低線量被ばくの健康リスクについて	187
1 低線量被ばくの健康リスクについての被告らの主張	187
2 被告らは、原告らの主張をねじ曲げて理解していること	188
3 リスクの定量的理解は科学の領域であるが、そのリスクの大小をどのように判断するかは、科学の領域ではなく、個人の自己決定ないし社会的合意の問題であること	189
4 被告国の提出した佐々木康人ら連名意見書（乙B210）について	190
5 乙B210の意見書に名を連ねている科学者の中に、矛盾する発言をしている人物が含まれていること	191
第3 被告らの主張は、実質的にはしきい値や受忍限度があると主張するのと何ら異ならず、自ら論拠としているICRP等の知見や自らとっている措置とも矛盾するものであること	193
1 被告らの主張	193
2 被告らの主張は、実質的には、しきい値や受忍限度を主張するのと等しいこと	194

3	リスク認知に関する心理学的知見を踏まえれば、被害者らがリスクを深刻に評価することには、心理メカニズムの裏付けとそれなりの合理性があること	197
4	避難指示等対象区域外の「ほとんどの住民が避難していない」「日常生活が現に営まれている」から、精神的損害はないとの主張について	199
5	被告らの主張は、自ら行っている除染や費用負担などの行動とも矛盾すること	201
第4	被告らが援用する裁判例はいずれも本件原発事故による被害とは全く被害類型及び被侵害法益を異にするものであり、本件には全くあてはまらないこと	202
1	「客観的根拠ないし科学的根拠を伴わない主観的利益」とする裁判例について	202
2	原賠法に基づく損害賠償請求についての裁判例について	204